

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	育児休業明け入園予約事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、育児休業明け入園予約事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

平成27年10月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	育児休業明け入園予約事業に関する事務
②事務の概要	<p>品川区育休明け入園予約事業実施要綱、品川区育休明け入園予約事業実施要領に基づき、育児休業明け入園予約事業に関する事務を実施している。</p> <p>当区は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を下記の事務で取り扱う。</p> <p>①育休明け入園予約申込書の申請受理 ②保育所等の決定に係る審査 ③保育所等の入所利用可能または利用不可の通知</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム”こあら” 中間サーバ 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)

2. 特定個人情報ファイル名

子ども・子育て支援関連ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項および品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(予定) 2.品川区育休明け入園予約事業実施要綱
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[未定]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条14項 特定個人情報保護委員会規則(予定)	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	品川区保育課
②所属長	保育課長 竹田 昌弘

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 子ども未来部 保育課
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	7. と同じ
-----	--------

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所